

## 蒲郡市漁業用具整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、漁業者が安定的な漁業を営むことで水産振興を図るため、漁業経営の安定化に資する漁業用具等（以下「漁具等」という。）を新たに購入する経費に対し、蒲郡市漁業用具整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、蒲郡漁業協同組合又は三谷漁業協同組合に属し、市内に住所を有する個人又は法人の漁業経営体（以下「経営体」という。）とする。

2 前項に定める経営体とは、過去1年間に利潤又は生活の質を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖を行った経営体をいう。

### (交付対象要件等)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金は、同一の経営体につき当該年度に1回を限度として交付する。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする交付対象者は、蒲郡市漁業用具整備事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、必要書類を添えて当該年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、当該年度の6月以降に補助金の予算の残額があった場合に限り、第10条の規定による実績報告が期限内にできると見込まれる者は、補助金の申請をすることができる。

2 交付対象者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金の額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗

じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた者について、速やかに補助金の交付決定を通知しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合、別表で規定する補助率により計算した補助金の総額を予算額で除した割合により申請された補助金の額を按分して交付するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 前項に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める場合に条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたとき又は交付をしないものと決定したときは、決定の内容及び条件を付した場合にはその条件を蒲郡市漁業用具整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、速やかに補助金の交付決定を通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の内容の変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第6条第1項各号に該当した場合は、速やかに蒲郡市漁業用具整備事業費補助金変更承認申請書（第3号様式）又は蒲郡市漁業用具整備事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合は、この限りでない。

- (1) 総事業費の10パーセント以内の増減の場合
- (2) その他市長が軽微な変更と認める場合

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、補助事業の内容の変更等を決定又は承認したときは、蒲郡市漁業用具整備事業費補助金変更決定通知書（第5号様式）又は蒲郡市漁業用具整備事業中止（廃止）承認通知書（第6号様式）により、速やかに補助事業者へ通知しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した蒲郡市漁業用具整備事業費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書、経費の支払を証する書類又はこれに代わる書類
- (2) 購入した漁具等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ、蒲郡市漁業用具整備事業費補助金確定通知書（第8号様式）により通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときに蒲郡市漁業用具整備事業費補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第13条 補助金は、第11条の規定により確定した額を蒲郡市漁業用具整備事業費補助金交付請求書受領後に交付するものとする。

(帳簿等備付)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助の対象となる経費 | <p>1 次に掲げるすべての要件に該当するもの。ただし、申請品目の変更は認めない。</p> <p>(1) 漁業経営者が漁業のために現に使用する漁船（漁業経営者が愛知県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものに限る。）に設置するもの又は漁船において漁獲に使用する漁業用具を整備するため、新たに購入するもの。</p> <p>(2) 漁業経営の安定化に資する漁業用具の購入に係るもの。</p> <p>2 対象となる経費は、次の品目の購入費とする。なお、購入する漁業用具の機能を発揮させるために必要な付属品についても対象とする。</p> <p>(1) 漁網</p> <p>(2) マンガ</p> <p>(3) ウエットスーツ</p> <p>(4) ロープ類</p> <p>(5) その他漁具関連品</p> <p>(6) 腰マンガ</p> <p>(7) ブイ（フロート類）</p> <p>(8) その他市長の認める漁具等</p> |
| 補助金の額      | <p>補助対象経費の1／2以内で予算で定める額で、次に掲げる額を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 沖合底びき網漁船は、1経営体当たり15万円を上限とする。</p> <p>(2) 前号以外の漁船は、1経営体当たり10万円を上限とする。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、新たに漁業に就業する漁業者は、1経営体当たり30万円を上限とする。</p>                                                                                                                                                                                              |